たかのす広報

発行所　秋田県鷹巣町役場
編集発行人　成田仁市

町議会議員選挙の投票日は三月二十六日

有権者のみなさん、この三月二十六日は私達の代表者である町議会議員を決める大事な選挙の日です。この選挙の日をめざして各候補者ははなばなしく選挙戦を展開することと思います。われわれ選挙人は各候補者の意見を個人演説会あるいは街頭演説においてよく聞き、それをよく認識してこの人ならばと思う立派な候補者に投票したいものと思います。

有権者のみなさんの一票が明日の生活につながる重要なものであることをよく考え、棄権しないで悔のない一票を必ず投票いたしましょう。

三月一日の選挙管理委員会で、三月三十一日で任期満了する町議会議員の一般選挙を三月二十六日に執行することに決定した。又選挙の告示を三月十九日と一応予定してあったが、三月十二日の選挙管理委員会で三月十六日に選挙の告示をすることに決定した。従って、その日から二十二日までの七日間立候補を受付けることとなります。

選挙運動は立候補の受付

もう一度名簿を見て下さい

補充名簿はこうして作られる

昨年九月十五日現在で、委員会が職権で調製した基本選挙人名簿をご覧になりましたか。

今年の三月二十六日は鷹巣町議会議員の選挙が行なわれることになっております。この選挙の当日投票できるのは基本名簿に登載されているいわゆる有権者のみであります。この基本名簿調製に登載されておりません方は、国民としての権利を行使することができません。

委員会は、この基本名簿の調製については特に慎重を期しておりますが、絶対違いがないとは断言できません。また刻々と選挙資格を取得する有権者を把握する方法にも欠けております。

そこで選挙が行なわれる場合において、基本名簿に登載されていない者、すなわち脱漏者と基本名簿調製後新しく有権者となった者とを登載しました者の登録申請期間中、補充名簿の登録申請期間中に投票の機会を与えようとするために調製されるのが補充名簿であります。

この補充名簿は基本名簿と異なり、あくまでも選挙人の申請により調製されます。

補充名簿登録申請書を届出すべき該当者

（一）昭和三十五年三月十六日現在で、その日まで引続き鷹巣町の区域内に三箇月以上住所を有する者で基本名簿に登録されていない者。

（二）補充名簿登録申請書を届出する場所

鷹巣町役場内にある鷹巣町選挙管理委員会、又は各支所にある当委員会の出張所で取扱います。尚申請書用紙は委員会および各支所に備えておりますから印鑑持参の上、その場で記入して提出して下さい。

選挙の期日

鷹巣町選挙管理委員会
委員長　武藤完一

昭和三十五年三月十六日

選挙すべき議員の数

鷹巣町選挙管理委員会
委員長　武藤完一

昭和三十五年三月十六日

選挙立会人のくじは二十四日

三月二十六日執行の鷹巣町議会議員一般選挙は即日開票されますが、この開票は行なわれます。従って候補者又はその代人をして立会うことができるので希望の方は出席してください。

選挙立会人は選挙法によって十人

明利又投票区（一）二時間繰上げ午前六時に開き午後五時に閉ずる。

岩谷投票区（一）一時間繰上げ午前七時に開き午後五時に閉ずる。

開票をあわせて行う選挙会は即日に決定

三月二十六日執行の鷹巣町議会議員一般選挙の開票をあわせて行なう選挙会は即日行なうことに決定した。すなわち三月二十六日午後八時三十分より鷹巣小学校において行なわれます。

この選挙会参観を希望する選挙人は午後八時より入場させますが、選挙会場の秩序保持については選挙長の指示に従っていただきます。

法定費用は二万七千四百円

三月二十六日執行の鷹巣町議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額は、候補者一人につき二万七千四百円である。

氏名掲示順序のくじは二十二日

三月二十六日執行の鷹巣町議会議員一般選挙における候補者の氏名掲示の掲載順序を定める、くじは三月二十二日午前十時より鷹巣町役場会議室において行なわれます。

従って候補者又はその代人をして立会うことができるので希望の方は出席してください。

投票所と投票の時間

（一）投票区及び投票所名

鷹巣第一＝鷹巣町役場

鷹巣第二＝鷹巣小学校

栄　第一＝栄支所

栄　第二＝栄農協組合

坊沢第一＝坊沢支所

坊沢第二＝緑ヶ丘小学校

七座＝七座小学校

黒沢＝黒沢小学校

綴子＝綴子小学校

田子ヶ沢＝田子沢部落会館

岩谷＝岩谷分校

沢＝糠沢分校

糠沢＝糠沢分校

田中＝田中部落会館

泥＝掛泥部落会館

掛泥＝掛泥部落会館

口＝沢口支所

森＝小森部落会館

小森＝小森部落会館

小坂＝坂小学校

堂ヶ岱＝堂ヶ岱部落会館

川口＝川口部落会館

黒沢＝黒沢小学校

葛黒＝葛黒小学校

龍森＝龍森小学校

明利又＝明利又部落会館

（二）投票所の開閉時間

午前六時に開き、午後五時に閉じる。また坊山、岩谷の投票区は午前七時に開き午後五時に閉じる。その他の投票区は午前七時に開きます。

午後六時に閉じる。

従って選挙人はこの決定された時間内に投票が終えられるようにせられたい。

不在者投票の活用を

一票もムダにせぬよう

不在者投票制度は、選挙の当日正当な理由によって投票所に行って投票することができない選挙人のために、投票日の前にあらかじめ投票する方法を与えようとする制度であります。

すなわち、この不在者投票のできる者とは次の各号に該当する者に限られております。

◎選挙人であること

この場合、基本名簿および補充名簿に登載なっておらない選挙人は、不在者投票を届出ないと選挙人名簿に登載されないことになります。

（1）選挙人が鷹巣町役場に届出の上、その場で記入して投票する場合

（2）選挙人が、やむを得ない用務又は業務に従事中であること。

（3）選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具、若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であること。

以上でありますが、この場合にはそれぞれの証明書が必要であります。

①の場合証明書の発行権者は選挙人が従事している職務若しくは業務に係る官公署、会社、事業所等の長またはその代理人であること

②の場合証明書の発行権者は①の発行権者の外さらに医師、助産婦、市町村長であること。

③の場合証明書の発行権者は医師、歯科医師、助産婦等であること。

但し国で指定した病院に入院中の患者については、その病院の病院長が不在者投票管理者になっておるので、その病院内で不在者投票ができることになっております。

尚、鷹巣町の周辺で国から指定されている病院とは北中央央病院、公立大館病院、公立米内沢病院、花岡鉱山病院等で、この外県内七日市投票区投票管理者

明利又投票区投票管理者

綴子投票区投票管理者

田子ヶ沢投票区投票管理者

岩谷投票区投票管理者

田中投票区投票管理者

糠沢投票区投票管理者

掛泥投票区投票管理者

高橋七郎

葛黒投票区投票管理者　長岐益太郎

竜森投票区投票管理者　佐藤福治

川口投票区投票管理者　花田光平

堂ヶ岱投票区投票管理者　花田清蔵

小森投票区投票管理者　畠山清吾

沢口投票区投票管理者　佐藤航三郎

坊山投票区投票管理者　野呂亀吉

七座投票区投票管理者　野呂万助

黒沢投票区投票管理者　簾内六郎

綴子投票区投票管理者　堀内由蔵

田子ヶ沢投票区投票管理者　佐藤与治兵衛

岩谷投票区投票管理者　畠山喜代治

糠沢投票区投票管理者　小笠原貞一

掛泥投票区投票管理者　畠山喜代治

選挙長、投票管理者などきまる

三月二十六日執行の鷹巣町議会議員一般選挙における選挙長および職務代理者を次のとおり選任決定した

鷹巣選挙区選挙長　武藤完一

右職務代理者　成田仁市

三月二十六日執行の鷹巣町議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者を次のとおり選任決定した。

鷹巣第一投票区投票管理者　成田仁市

鷹巣第二投票区投票管理者　成田克美

栄第一投票区投票管理者　岩谷利市

栄第二投票区投票管理者　藤島修三

坊沢第一投票区投票管理者　佐藤啓喜

坊沢第二投票区投票管理者　野呂万助

七座投票区投票管理者　簾内六郎

黒沢投票区投票管理者　佐藤良春

坊山投票区投票管理者　佐藤進

小森投票区投票管理者　佐藤航三

沢口投票区投票管理者　佐藤航三

堂ヶ岱投票区投票管理者　花田蔵

川口投票区投票管理者　畠山清吾

花田投票区投票管理者　平

七日市投票区投票管理者　長岐重次

葛黒投票区投票管理者　長岐益太郎

竜森投票区投票管理者　佐藤福治

明利又投票区投票管理者　長岐重次

綴子投票区投票管理者　畠山喜代治

田子ヶ沢投票区投票管理者　佐藤与治兵衛

岩谷投票区投票管理者　小笠原貞一

糠沢投票区投票管理者　小笠原吉郎

掛泥投票区投票管理者　高橋七郎

のしおりを犯さぬよう

選挙運動は、自由に行わせることが理想ですが、完全に自由にしてしまうと金のある人が有利になり、公平な明るい選挙が行われなくなってしまって真に有権者の意志を代表する人々が選ばれなくなってしまう恐れがあるわけです。そこで、金のかからない公正な選挙を実現するために各種の制限が設けられております。

選挙運動に関する制限としてこれを大別してみますと、①時期に関する制限、②人に関する制限、③場所に関する制限、④方法に関する制限の四つに分けられます。以下これらについて、問答式に解説いたしますから参考にしていただきます。

◎選挙運動

問　選挙運動とはどんな行為のことですか。

答　「特定の選挙につき特定の候補者の当選を目的として投票を得、または得させるため、直接または間接に必要かつ有利な、いっさいの行為をいう」と定義されています。これを分けて考えてみますと

①選挙運動は、自己または他人を当選させようとすることが窮極の目的であり、この目的のないものは選挙運動とはいえません。

②選挙運動は、特定の選挙について行なわれる行為です。

③選挙運動は、直接であると間接であるとを問わず選挙人に対して働きかける行為です。

ということになりますが、具体的に選挙運動かどうかということは、個々の行為の目的や、時期及び方法等によって客観的に認定するほかないわけです。

問　公明選挙運動のための演説会の開催等は選挙運動となりますか、また民間団体が棄権防止の運動を行なうことはどうですか。

答　いずれも選挙運動となりませんがこれらに名を図る行為を行なう場合には選挙運動となります。

◎事前運動

問　事前運動とはどんな行為のことをいうのですか。

答　立候補の届出の前に選挙運動を行うことで、事前運動は法第百二十九条の規定により禁止されています。

問　立候補すると認められる者が氏名を表示した広告等を掲示することは事前運動となりますか。

答　その者に立候補の意志があり、かつ投票獲得のための行為と認められる場合は事前運動となります。

問　立候補を決意したものが立候補届出において個々の選挙人に対し面接してよろしく頼むと依頼することはどうですか。

答　事前運動となります

問　選挙運動はいつから選挙にあつては一箇所設置することができますか。

答　立候補の届出がなされた後にはじめて選挙運動をすることができます。

問　選挙の当日も選挙運動をすることができますか。

答　選挙運動は前日までであつて、当日はできません。

問　選挙の当日も許される運動があると聞いておりますが。

答　次の行為はさしつかえありません。

①投票所を設けた場所の入口から三百メートル以上離れた場所に選挙事務所を設置すること。

②選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん、および看板の類を掲示すること。

③選挙運動期間中に適法に掲示した選挙運動ポスターを投票所の入口から約百メートル以上離れた場所に掲示されたものをそのまま放置しておくこと。（約百メートル以内のポスターは法の規定により委員会が投票の前日又は投票の当日開始前に撤去することになっております）

◎選挙事務所

問　選挙事務所とは何ですか。

答　選挙運動に関する事務を取り扱いうさいの場所的設備をいいます。

問　選挙事務所は候補者一人につき何箇所設けることができますか。

答　地方公共団体の議員の選挙にあつては一箇所設置することができます。

問　選挙事務所を設置することができるのはだれですか、いつから設置することができますか。

答　公職の候補者または計画的にまたは連続して戸別に選挙人の住居等を訪問することをいいます。

問　工場、会社、官署等を訪問することはさしつかえないですか。

答　選挙運動をすることが提供したり、一般選挙人に無制限に提供するなど通常の程度をこえるときは、処罰されるおそれがあります。

問　選挙運動や労務者に対して提供する弁当はいつどこで提供することができますか。

答　立候補の届出をした後、選挙運動期間中にかぎり、選挙事務所内において提供することができます。

問　提供する弁当は運動員並びに労務者一人についてどの程度の額でできますか。

答　弁当は一人一食につき百円程度で、一日に三百円の範囲内で提供することができます。

問　選挙運動期間を通じて何食分の弁当を提供することができますか。

答　選挙運動員の労務者を通じて一日十五人分の範囲内で立候補の届出の日から選挙の期日の前日までの期間日数を乗じて得た数の弁当を提供することができます。

◎連呼行為

問　候補者の氏名や選挙の演説会の日時、場所等を掲示しながら、または自転車自動車に乗りながら叫んで歩くことができますか。

答　候補者の氏名、政党の名称、候補者のスローガン、または演説会の告知等を繰り返し、いい歩くことは乗物の使用および徒歩のいかんにかかわらず連呼行為として禁じられています。但し次の場合はさしつかえないとされています。

①立会演説会、個人演説会の会場において演説会開催中に聴衆に向って行なう場合。

②街頭演説を実施中その場所においてする場合。

◎自動車の使用

問　選挙運動のため自動車を使用できますか。

答　地方公共団体の議員の選挙にあつては自動車の使用はできないことになっております。

◎拡声機の使用

問　拡声機は幾揃使用できますか。

答　候補者一人につき一揃使用できます。只この際

◎選挙運動のできない者

問　投票立会人、開票立会人、選挙立会人は選挙運動をすることができますか

答　できます。

問　国家公務員、地方公務員は、選挙運動をすることができますか。

答　一般職の国家公務員及び地方公務員は、その属する地方公共団体の区域内においては選挙運動をすることができません。

問　教育者は選挙運動をすることができますか。

答　国家公務員または地方公務員たる一般職の教育者は、いっさい選挙運動をすることができません。

問　学生アルバイトを選挙運動に使用することはさしつかえありませんか。

答　成年に達しておれば、さしつかえありませんが、未成年者である場合は、選挙運動をすることができません。したがつて、未成年の学生は単に選挙運動のための労務にのみ使用することができます。

問　未成年者に演説させたり、湯茶の接待に使用することができますか。

答　演説は選挙運動であるから演説させることはできません。湯茶の接待は単なる労務ですから、さしつかえありません。

問　選挙犯罪によつて選挙権および被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができますか。

答　選挙運動をすることができません。

◎戸別訪問

問　戸別訪問とは何ですか。

答　投票を得たり、もしくは得させたりするためにまたは連続して戸別に選挙人宅付近の道路より、選挙事務所内において提供することができます。

問　提供する弁当は運動員並びに労務者一人についてどの程度の額でできますか。

答　弁当は一人一食につき百円程度で、一日に三百円の範囲内で提供することができます。

問　選挙運動期間を通じて何食分の弁当を提供することができますか。

答　選挙運動員の労務者を通じて一日十五人分の範囲内で立候補の届出の日から選挙の期日の前日までの期間日数を乗じて得た数の弁当を提供することができます。

◎飲食物の提供

問　選挙運動や、労務者等に湯茶や、せんべい程度の菓子を提供することはさしつかえないでしょうか。

答　湯茶やこれに伴い通常用いられる程度の菓子であればさしつかえありません。

問　選挙運動員に酒を提供することはできるでしょうか。

答　飲食物の提供として禁止されます。

問　選挙運動や労務者に対して弁当を提供することは許されるでしょうか。

答　一定の制限内で許されています。

問　は湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子とはどういうものでしょうか、また、その菓子であればその量や提供する相手方には制限はないのでしょうか。

答　まんじゅう、せんべい等のお茶うけ程度のものでいい、漬物、みかん、りんご程度のものも含まれると解されますが、サンドイッチや高級菓子類は含まれません。また提供する量や相手方については制限はありませんが、あまり多量に提供したり、一般選挙人に無制限に提供するなど通常の程度をこえるときは、処罰されるおそれがあります

問　選挙運動や労務者に対して提供する弁当はいつ

（一）公営による選挙運動の要点（抜萃）

区分	関係条文	内容
政見放送	法一五〇条	町村の議会の議員の選挙にはなし
経歴放送	法一五一条	〃
立会演説会の開催	法一六〇条の二	任意制公営立会演説会は条例の定めるところにより行うことになるが鷹巣町は条例が制定されておらないので立会演説会は行われない
個人演説会の公営施設使用	法一六一条 法一六四条	候補者一人につき同一施設ごとに一回を限り無料とする
選挙公報の発行	法一七二条の二	任意制選挙公報の発行は条例の定めるところにより行うことになるが鷹巣町は条例が制定されておらないので選挙公報は発行されない
候補者の氏名等の掲示	法一七三条	町村の議会の議員の選挙にあつては一箇所掲示される
投票記載所内の氏名等の掲示	法一七五条の二	選挙の当日、投票所内の投票記載場所その他適当な箇所に候補者の氏名を掲示される

（二）公営によらざる選挙運動

区分	関係法令	内容
選挙運動の期間	法一二九条	公職の候補者の届出があつた日（現実に届出書が受理された後でなければ選挙運動をすることができない）から当該選挙期日の前日迄
選挙事務所の設置及び届出	法一三〇条 令一〇八条	①公職の候補者又はその推薦届出者でなければ選挙事務所を設置することができない ②選挙事務所を設置したときは選挙管理委員会に届出なければならない ③選挙事務所を異動したときも届出なければならない
選挙事務所の数	法一三一条	町村の議会の議員の選挙における選挙事務所は候補者一人につき一箇所とする
選挙当日の選挙事務所の制限	法一三二条	選挙の当日においても投票所を設けた場所の入口から三百メートル以外の区域に限り選挙事務所を設置することができる
教育者の地位利用の選挙運動の禁止	法一三七条	教育者は学校の児童、生徒、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない
未成年者の選挙運動の禁止	法一三七条の二	①年令満二十年未満の者は選挙運動をすることができない ②年令満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない、但し労務に使用することはできる
選挙権、被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止	法一三七条の三	選挙権及び被議員の選挙権を有しない者（法二五二条）は選挙運動をすることができない
戸別訪問	法一三八条	何人も選挙に関し、投票を得、若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問することができない
署名運動の禁止	法一三八条の二	何人も選挙に関し、投票を得、若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人に対し署名運動をすることができない

選挙運動

知らずに違反

◎文書やポスター

問　街頭演説の場所において候補者の政見だけを記載したビラを頒布する等の行為はできますか。

答　そのような行為は出来ないことになっております。

問　選挙運動にアドバルーン、ネオンサインを掲示する等の行為はさしつかえありませんか。

答　禁止されております。

問　夜間に立札、看板等に電灯によって照明する行為はどうですか。

答　さしつかえありません。

問　小型マッチに候補者の氏名を入れて、これを街頭で頒布することはさしつかえありませんか。

答　違反になります。

問　労働組合または農業団体の推薦候補者を決定した旨を新聞広告をし、また演説会を開催するときは一回を限り無料ですが、二回目からは定められた費用を

委員会から交付された表示板を表示しなければなりません。

問　携帯用電気メガホンは拡声機になりますか、また単なるメガホンはどうですか。

答　電気メガホンは拡声機と解されます。単なるメガホンは拡声機ではありますことは、どうですか。

せん。

◎個人演説会

問　個人演説会とはどういう演説ですか。

答　個人演説会とは、候補者の政見の発表、候補者への投票依頼、選挙運動のために通常候補者個人が開催する演説会です。

問　個人演説会を開催しようとするときは、どのような手続きをするのですか。

答　公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者は、開催すべき日の二日前まで定められた文書をもって委員会に申出なければなりません。

問　個人演説会の開催回数に制限はありませんか。

答　地方公共団体の議員の選挙にあっては開催の回数に制限がありません。但し同一の公営施設を使用して演説会を開催するときは一回を限り無料ですが、二回目からは定められた費用を

答　違反の文書図画の頒布または掲示として禁止されます。

管理者に納付しなければなりません。

問　それでは公営施設を使用しないで個人宅で候補者をかこんで座談会、会合いいます。

答　さきにも述べたような条件の上に許されます。

問　個人演説会を開催しようとするその場所に、演説者として候補者が必ずお出の必要はありません。

答　次の条件を備えておけばできます。

①演説者がその場所にとどまり、委員会で交付する街頭演説の標旗を掲げていること。

②選挙運動に従事する者は候補者であるが演説をする候補者一人について十五人をこえてはならず、しかもこれらの者は委員会で交付する一定の腕章を着けていなければならないこと。

③午後九時から翌日の午前六時まで禁止されていること。以上であります。

◎演説会の制限

問　個人演説会および街頭演説会を行なう場合、禁止される建物または施設はどんなものですか。

答　次の建物および施設において演説することができません。

①国、地方公共団体、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社の所有し管理する建物。

②汽車、乗合自動車、および停車場、その他鉄道地内

③病院、診療所、その他の療養施設

問　汽車、乗合自動車等の中で「何々候補に投票を願います」という行為はさしつかえありませんか。

答　一般の乗客に対してそのような行為をすることは違反となります。

問　駅前広場において街頭演説を行なうことはさしつかえありませんか。

答　その広場が鉄道地内であっても、駅前広場等一般人の通行することができる場所であるなら街頭演説をすることができます。

◎新聞広告

問　候補者は選挙運動のため新聞広告ができますか。

答　街頭またはこれに類似する場所（たとえば駅前広場、公園等）において、不特定多数の人を対象とする選挙運動のための演説を申出は必要ありません。

問　街頭演説は、どのような条件の上に許されますか。

答　次の条件を備えておけばできます。

①地方公共団体の議員の選挙にあっては候補者一人について一回限りで有料でできます。

②立候補届出の際交付される新聞広告のため証明書を自己の望む新聞社に持参して、掲載の原稿を添えて申し込めばよいわけです。この場合、新聞広告のスペースは横九、六センチ、縦二段組以内です。尚新聞広告は記事下にかぎられ色刷は認められません。

③新聞広告の記載内容には制限がありません。

問　第三者が特定の候補者について新聞広告をすることができますか。

答　それはできません。

◎立会演説会

問　地方公共団体の議員の選挙においても、立会演説会が行なわれますか。

答　地方公共団体の議員の選挙においては条例で定めておらない限り立会演説会は行なわれないことになっております。

◎選挙公報

問　選挙公報はどの選挙でも発行されますか。

答　これも立会演説会と同じように地方公共団体の議員の選挙にあっては条例で定めておらない限り発行されないことになっております。

◎氏名掲示

問　氏名掲示はどの選挙でも行なわれますか。

答　投票所外と投票所内とに行なわれます。即ち投票所外とは一投票区についても一箇所となっております。また、投票所内とはその選挙の当日投票を記載する場所、その他適当な箇所に掲示されることになっております。

◎選挙後の挨拶

問　選挙期日後において当選または落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって次の行為をすることができますか。

①当選または落選に関する祝辞、見舞のための電報、封書、ハガキ、訪問、電話等に対する答礼のためにする電報または印刷したハガキの発送。

②答礼のためにするものでなく、選挙の運動に対する謝礼のための自筆の封書またはハガキの発送。

③新聞広告をすること。

④当選祝賀会を開くこと。

⑤拡声機を利用して放送すること。

答　①および②はできますが、③④⑤はできません。

問　「選挙の期日後において」とはどういう意味ですか。

答　選挙の期日後いつまでもできないという意味であって、これには期間的制度があります。

以上で選挙運動についての概略を説明いたしましたが、その他わかりにくい点については鷹巣町選挙管理委員会に問合せして下さい。

飲食物の提供の禁止　法一三三九条

気勢を張る行為の禁止　法一四〇条

連呼行為の禁止　法一四〇条の二

自動車、拡声機の使用　法一四一条

文書図画の頒布　法一四二条　法一四四条

文書図画の掲示　法一四三条

ポスターの掲示箇所　法一四四条　法一四五条

新聞広告　法一四九条

①何人も選挙運動に関し、飲食物を提供することができない（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子は除く）

②選挙運動に従事する者、又は労務者に対し候補者一人につき選挙運動の期間中一食につき百円、一日につき三百円の範囲内の弁当料十五人分（四十五食分）まで選挙事務所において食事するために提供することについてはこの限りでない

何人も選挙運動のため自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすることができない

何人も選挙運動のため連呼行為をすることができない

①町村の議会の議員の選挙における選挙運動のため使用されるのは拡声機一揃のみで自動車の使用はできない

②拡声機を使用する者は委員会で定める表示をしなければならない

①選挙運動のために使用する通常葉書の外は頒布することができない

②町議会議員の選挙においては三百枚まで頒布することができる

③有料で選挙用である旨の表示をしたものでなければならない

①選挙運動のために使用する文書図画は左の該当以外は掲示することができない

一、立札又は看板（縦二七三センチメートル、横七三センチメートル）

二、ちょうちん（高さ八五センチメートル直径四五センチメートル）

三、胸章、腕章、たすき

四、ポスター（長さ四二センチメートル、巾三〇センチメートル）

②ポスターは委員会の検印を受けなければならない

③ポスターには表面に掲示責任者、印刷者の氏名、住所を記載しなければならない

④ポスターの掲示箇所は国、地方、公共団体日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社等の所有、若しくは管理するものには掲示することができない

公職の候補者は有料で同一寸法によりいずれか一の新聞に選挙運動の期間中一回に限り新聞広告することができる

◎清い一票明るい政治◎

3月26日

鷹巣町議会議員選挙の投票日

こ ～ 候補者の意見をよく聞きましょう

う ～ うつかりするとだまされる

め ～ めいめいが心をしつかりきめて

い ～ 違反のないきれいな選挙にいたしましょう

選 ～ 選挙はわれらの権利です

き ～ 棄権しないで必ず投票を

よ ～ よい政治はこの一票で

鷹巣町選挙管理委員会

鷹巣町公明選挙推進協議会

民生委員改選

困った人々の相談相手

民生委員（児童委員）は任期満了によって十二月一日付をもって全国一斉に改選されましたが、本町でも町民生委員推薦協議会から推薦されていた次の六十一名の方々が厚生大臣から委嘱されました。今後本町の地域社会福祉育成の世話人として活躍が期待され、又生活困難その他の困りごとなどについてもよき相談相手となりますので気軽に民生委員に御相談をして下さい

カッコ内は担当地区

◇鷹巣地区

大川運吉（第一区）津谷栄七（第二区）藤原愛（第三区）五代儀喜蔵（第四区）渡辺佐藤西之助（小森）近中川篤三郎（第五区）奈良幸恵（第六区）石岡喜代治（第七区）沼倉静子（第八区）小林操（第九区）成田キミ（第十区）成田一次（第十一区）中村ヌイ（第十二区）藤島民之助（第十三区）秋父威仙（上町）小笠原タ折原泰治（第十四区）長谷川政子（第十五区）亀山理市（田沢）田村佐助（大沢）本城谷吉蔵（小摩）谷佐一郎（摩当）村上儀八郎（太田）斎藤金逸（太田）

◇七座地区

大川キク（黒沢）戸沢セッ（前山）簾内チヨ（今泉）

◇坊沢地区

藤原正孝（街道町）佐藤貞夫（新屋敷）津谷永八（羽留島直三郎（品類、岩脇、横淵、吉野）松原）佐藤輝雄（岩谷）畠山吉治（二本杉）小笠原為治（大畑）畠山菊松（向黒沢）出川喜代治（鍛沢）佐藤正（昭和）三沢嘉助（大堤）三沢慶一（田中）金沢多惣治（掛泥、高野尻）村上スガ（古関、大田屋敷後）

◇七日市地区

長岐富治郎（七日市、根木屋敷）長岐チヨ（妹尾館、中畑、大畑、笹代多吉郎（門ケ沢、葛黒）畠山福蔵（与助岱、三ノ渡、黒森）畠山勉（松沢、明利又、電化、中外）柏木四良（上舟木、下舟木、吉ケ沢、深沢）久

◇鷹巣地区

戸島豊三郎（上町）嶺脇スエ（大町）桜庭鉄治（蛍沢）

◇沢口地区

工藤市郎（湯岱、坊山、四幸恵（第六区）石岡喜代治（第七区）沼倉静子（脇神）加賀松五郎（藤（第七区）小林操（第九区）成田キミ（第十区）成田一次（第十一区）中村ヌイ（第十二区）藤島民之助（第十三区）秋父威仙（上町）小笠原タ折原泰治（第十四区）長谷川政子（第十五区）佐藤惣一郎（小田）佐藤文雄（田子ケ沢、

鷹巣町有権者一覧表

43.12.20 確定

投票区＼男女別	登録人員数 男	女	計	男	女	計
鷹巣第一	1,297	1,518	2,815	2,657	2,950	5,517
鷹巣第二	1,270	1,432	2,702			
坊沢第一	539	551	1,090	695	732	1,427
坊沢第二	156	181	339			
七座	473	497	970	538	564	1,102
黒沢	65	67	132			
綴子	472	512	984	1,805	1,437	2,742
田子ケ沢	122	107	229			
岩谷	89	93	182			
糠沢	279	311	590			
田中	130	154	284			
掛泥	213	260	473			
栄第一	275	307	602	487	519	1,006
栄第二	192	212	404			
沢口	247	267	514	858	917	1,775
坊山	93	94	187			
小森	237	238	475			
堂カ岱	171	197	368			
川口	110	121	231			
七日市	478	505	983	1,050	1,051	2,101
葛黒	229	228	457			
竜森	151	165	316			
明利又	192	153	345			
合計	7,500	8,170	15,670	7,500	8,170	15,670

煙突にご注意

火災シーズンに備えて

これから五月にかけてま能代市の大火が二月、つづた火災シーズンがやってきいて三十一年の能代市の大ます。この頃になると空気が乾燥し、物が非常に燃えやすくなります。

春先から五月にかけて発生しています。二十四年の秋田県でも四月、五月は最も火災が多く、しかも大火もこの季節に最も多く発生しています。

このように春に多い火災の原因をみると

○煙突と過熱や飛火によるもの

○子供の火遊びによるもの

○ストーブの不始末

○焚火の不始末

などが多くなっています。

火災シーズンに備えて特に次ぎのようなことに注意しましょう。

○出入口、非常口等の雪囲いは早く取り除くこと。

○避難口は三ヵ所以上として、出入口と反対方向に設けるようにすること。

○非常の際避難が容易なように屋内外を整理しておくこと。とくに二階建は階上からの避難が容易にできるようにしておくこと。

○多人数の勤務している工場、興行場等は避難誘導の計画を立てること。

○屋根に雪がなくなってから煙突に注意し、むりなたき方をしたり、こわれたところのないようにすること。煙突掃除もよくしておくこと。

○子どもには火遊びなどさせないこと。

○庭のごみ焼や、山焼の際などのあと始末をよくすること。

徴税から納税への三つのねがい

日常生活の合理化・明るい住み良い町を作り

1 納税は自主的に窓口へ

―備蓄による納期前（内納）付の励行

2 納税は有利で便利な組合で

―皆んなで出来る納税貯蓄組合の結成と加入

3 新規滞納の未然防止

―納付計画による翌年度繰越の防止

納税成績が直接、豊かなより良い鷹巣町を築くために左右します

納税はおすみですか

―滞納には延滞加算金が付きます―

町税の納期が一年くらい収する方針でいますので、経過してから納める場合でも税額と督促手数料二〇円を納めればよいとお考えの人が多いと思います。

それですと利己主義的な考えの人であれば、納税は後回しに貯金でもして利息を稼いだ方が得だと思うかも知れません。ところが延滞金は例えば一、〇〇〇円の滞納額に対してなんと一年間に一〇九円余が加算されたほか延滞加算まで計算すると、納税第一だとお考えになると思います。

町では これ等附帯金は徴収する方針でいますので、明日とはいわずに今日すぐ窓口へ納付しましょう。そして不幸のない明るい家庭を築き、新年度をむかえましょう。

"保育園児を募集中です"

役場の厚生課では昭和三十五年度において、町内で容出来ますので、お困りの両親が共稼ぎ又は疾病のため児童の充分なる保育が出来ない場合は、鷹巣保育所では三歳未満と、三歳以上ありますと係では調査の上保育所に入所させる手続きをいたします。

なお入所後国の定める基準により保育料を納入していただきます。

綴子保育園では三歳以上、

昭和三十五年度固定資産税の課税台帳を次の通り縦覧に供します

記

一、期間　三月一日から三月二十日まで

二、場所　役場税務課（全地域とも）

三、時間　毎日午前九時三十分から午後四時迄

課税台帳に登録された価格等に不服がある場合は三月一日から三月末日までの間に文書を以って固定資産評価審査委員会に審査の請求をすることが出来ます。

鷹巣町役場

街頭演説	法一六四条の五	選挙運動のための街頭演説は演説者がその場所に駐り委員会で交付した標旗を掲げる場合でなければ行うことができない
夜間街頭演説の禁止	法一六四条の六	午後九時から翌日の午前六時までの間は選挙運動のため街頭演説をすることができない
街頭演説の場合の選挙運動員の制限	法一六五条	①街頭演説においては選挙運動に従事する者は公職の候補者一人についてはならない ②選挙運動に従事する者は委員会で定めて交付する腕章を着けなければならない
選挙期日後の挨拶行為の制限	法一七八条	何人も選挙の期日後において当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって左の行為をすることができない 一、選挙人に対して戸別訪問すること 二、自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除く外、文書図画を頒布し又は掲示すること 三、新聞紙又は雑誌を利用すること 四、当選祝賀会その他の集会を開催すること 五、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすること 六、当選に関する答礼のため当選の氏名又は政党その他の政治団体の名称をいいあるくこと
個人演説会の制限	法一六四条の二	公営施設以外の建物を使用して行われる個人演説会は制限ない、従って申し出もいらない 何人も次に掲げる建物、又は施設においてはいかなる名義をもってするを問わず選挙運動のための演説を行うことができない 一、国、地方公共団体、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社の所有又は管理する建物（公営住宅は除く） 二、汽車、乗合自動車及び停車場、その他鉄道地内 三、病院、診療所、その他の療養施設
特定の建物及び施設における演説の禁止	法一六六条	